

砂防に関する奨学助成制度 応募要領

1. 奨学助成金給付額

年額 180 万円とする。

(公社)砂防学会内に設置される奨学生候補者推薦委員会(以下「推薦委員会」という)による候補者推薦の後、(一社)全国治水砂防協会内に設置される奨学助成選考委員会(以下「選考委員会」という)による選考により決定する。また、支給開始後、学業が不良のとき、また法律を犯す行為だけでなく、倫理・道徳観念上、不適切な行為があった場合は、支給中止となることがあります。

本奨学助成金は、税法上、雑所得と扱われるので、所得税、住民税の課税の対象となり、確定申告が必要です。なお、授業料や研究に要した費用については、確定申告の際に必要な経費として控除される場合がありますので、関係する領収書等を保存しておいてください。確定申告の手続き等については、住民票記載住所を管轄する税務署にお問い合わせください。

また、自身が扶養義務者(親等)の扶養に入っている場合は、雑所得である旨を扶養義務者の方にお伝えいただき、健康保険や扶養手当等における扶養の扱いについては、扶養義務者の職場等のご担当者までお問い合わせください。

2. 支給期間

原則 1 年間(継続申請を行うことにより最長 3 年までの継続を認めます。)

但し、支給期間中、砂防に関する専攻科を有する大学院の博士後期課程に在籍、あるいは博士号取得後も引き続き大学院に在学して砂防に関する研究を継続していることが条件です。

3. 申請者の区分

新規申請者：当協会から奨学助成金の支給を受けたことのない者

継続申請者：当協会から奨学助成金支給中の者

4. 支給中止の要件

(1) 奨学生が退学、死亡した場合

(2) 奨学生が休学、又は長期にわたって欠席した場合

(3) 奨学生が就職した場合

(4) 奨学生に採用された者が博士後期課程に進学しなかった場合

(5) 奨学生に採用された者が単位取得退学し、その後学位論文の作成と申請を行う意思のない者

(6) 上記のほか、奨学生として適当でない事実があった場合

5. 応募資格

奨学助成金受給希望年度の4月1日時点において満30歳以下で、下記(1)～(4)のいずれかに該当し、日本国内の砂防に関する講座・研究室・分野を有する大学院(以下「大学院」という)の砂防に関する講座・研究室において、砂防に関する研究に取り組む者

- (1) 大学院の博士後期課程に在籍している者
- (2) 大学院の博士前期課程に現在在籍しており、引き続き博士後期課程への入学を希望する者
- (3) 大学院の博士後期課程の修了後、引き続き大学院に在籍し研究を続ける者で、申請時に日本国籍をもつ者又は日本に永住を許可されている外国人
- (4) 大学院の博士後期課程を単位取得退学し、その後の所定期間内(当該大学で規定する期間)に学位論文の作成と申請を行う意思のある者

但し、学部生、社会人大学院生及び社会人は応募不可です。

6. 応募方法

(1) 応募の方法

奨学助成金受給申請書に必要事項を記入の上、指導教員から推薦委員会へ送付してください。また、継続申請の場合は受給継続申請書を推薦委員会に送付してください。

受給申請書、継続申請書、研究詳細等の様式の電子データは砂防学会ホームページからダウンロードしてください。

応募書類をまとめて推薦委員会宛に郵送してください。応募書類を郵送する封筒にも指導教員名を必ず書いてください。

【送付先】

〒102-0093 東京都千代田区平河町 2-7-4 砂防会館別館 3 階

(公社) 砂防学会事務局内 奨学生候補者推薦委員会 宛

※提出された書類は、本助成事業を遂行する目的以外には一切使用しません。

※応募書類は返却しません。

(2) 応募書類

- ① 該当の奨学生願書 (A4 サイズで片面印刷)
- ② 履歴書 (市販のもので可)
- ③ 在学を証明する書類等 (在学証明書等)
- ④ 住民票の写し (募集開始日以降のもの。コピー不可。「国籍・地域」「在留資格等」が省略されたもの不可。マイナンバーが記載されたもの不可)
- ⑤ 推薦書 (様式に基づき指導教員が作成してください)

(3) 応募期間（新規、継続とも同じ）

令和7年12月1日（月）～令和8年3月31日（火）（必着）

(4) 選考結果通知までの予定

- | | |
|-----------|--------------|
| ① 応募締め切り | 令和8年3月31日（火） |
| ② 推薦委員会開催 | } 令和8年4～7月 |
| ③ 選考委員会開催 | |
| ④ 選考結果通知 | 令和8年7月末までに |

7. 選考、採用及び奨学助成金の給付について

(1) 選考

選考は書類選考のみによって行い、推薦委員会の推薦を経た後、選考委員会により採用者を決定し、指導教員を通じて通知します。採用、不採用ともに、その事由については通知いたしません。

(2) 採用

7月末までに採否を決定し、指導教員に通知します。

その通知をもって内定とし、「誓約書」の提出をもって正式採用とします（継続申請採用者も同様です）。

(3) 奨学金の給付

原則として年間給付額を年数回に分けて、本人名義の口座に直接振り込みます。

(4) 採用予定人数

令和9年度：最大3人

※場合によっては、令和10年度も対象とする

8. 特徴

(1) 本奨学助成金は給付とし、返済の義務はありません。ただし、虚偽の申告をした場合、奨学生の義務を果たさなかった場合はこの限りではありません。

(2) 次の各号の一に該当する場合は、本制度の給付を受けることはできません。それ以外の奨学金等との併給は可能です。

- ① 独立行政法人日本学術振興会の「特別研究員」に採用されている者
- ② 国立研究開発法人科学技術振興協会の「国家戦略分野の若手研究者及び博士後期課程学生の育成事業（BOOST）」あるいは「次世代研究者挑戦的研究プログラム（SPRING）」に採用されている者
- ③ 国費外国人留学生および本国からの奨学金等の支援を受ける留学生
- ④ 生活費に係る奨学金（240万円／年以上）を得ている学生
- ⑤ 所属する大学や企業等から、240万円／年以上の給与・役員報酬等の安定的な収入を得ていると認められる学生

なお、「特別研究員制度」及び「BOOST」「SPRING」に申請中あるいは申請を検討されている段階においては、本奨学助成制度に申請いただくことは可能です。但し、

上記制度・事業のいずれかに採用された時点で、速やかにその結果を必ず推薦委員会に通知してください。

(3) 奨学生の卒業後の就職、その他一切については本人の自由としますが、奨学生は以下に定める義務を履行する必要があります。

- ① 奨学生は、奨学助成規程、応募要領に規定された内容を遵守し、資格条件に抵触することがあれば速やかに届け出ること
- ② 次のいずれかに該当する場合は、直ちにその旨を選考委員会に届け出ること
 - 1. 休学、復学、転学又は退学したとき
 - 2. 停学その他の処分を受けたとき
 - 3. 氏名、住所その他重要な事項に変更があったとき
 - 4. 留年又は卒業延期の恐れが生じたとき
- ③ 以下の書類を推薦委員会に提出すること
 - 1. 在学を証明する書類
 - 2. 成績を証明する書類や研究進捗状況の報告書など